

子ども手当の申請はお済みですか

子ども手当の法律が改正されてから、初めての支給が2月にありました。昨年10月に受給していた人で、今回支給されていない人は、申請書を提出していない可能性があります。

3月末までに申請書を提出した場合は、昨年10月分からの手当を受給することができますので、まだの人は早めに申請してください。また、下表の人は別に手続きが必要となり、受給は申請した月の翌月分からとなります。

ご不明な点、疑問などは、民生課へお問い合わせください。



問 民生課 ☎ 820・5635

○他の市町村へ転居した人	転居した日から 15日以内 に転居した住所地へ申請が必要です。
○子どもが生まれた人	生まれてから 15日以内 に申請が必要です。
○公務員の人	職場で手続きを行ってください。
○職業に変更のあった人	新たに公務員になった場合は役場で手続きが必要な場合がありますので、民生課へお問い合わせください。

※その他、子どもと別居した人、養育する子どもが増えた人など、手続きが必要な場合がありますので、民生課へお問い合わせください。

福祉タクシー乗車券の交付について

重度障害者（児）の社会活動を支援するため、平成24年度分の福祉タクシー乗車券（620円・24枚つづり）を3月26日（月）から交付します。

対 身体障害者手帳（1、2級）、療育手帳（A、A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者

▽ 手続き方法
身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を福祉課にご持参ください。

※平成23年度分の乗車券（青色）は、4月1日（日）以降は使用できませんので、福祉課に返還してください。



問 福祉課 ☎ 820・5605

発達障害って、なんだろう（2）

① 理解する

発達障害は、脳機能の発達が関係する生まれつきの障害です。発達障害のある人は、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手です。また、その行動や態度は「自分勝手」「変わった人」と誤解され、敬遠されることも少なくありません。それが、親のしつけや教育の問題ではなく、脳機能の障害によるものと理解すれば、周囲の人の接し方も変わります。

発達障害は複数の障害が重なって現われることや、障害の程度や年齢、生活環境などによっても症状は違ってきます。発達障害は多様であることをご理解ください。

（政府広報オンライン引用）

問 福祉課 ☎ 820・5605

国民年金

任意加入制度について

老齢基礎年金は、40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。40年間に満たない場合には、60歳から65歳になるまでの間に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。

なお、受給資格期間が原則として25年以上必要ですが、この要件を満たしていない場合には、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人）

また、海外に在住する日本国籍の人も国民年金に任意加入することができます。

問 広島南年金事務所 ☎ 253・7710、住民課 ☎ 820・5604

高額な外来診療を受ける皆さんへ

これまでの外来診療は、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、その全額を医療機関などにお支払いいただき、あとで高額療養費として支給していましたが、4月1日（日）からは、医療機関に限度額適用認定証などを提示すれば、ひと月の窓口での支払いが限度額を超える分を支払う必要はなくなります。

また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取り扱いを受けることができますようになります。

国民健康保険および後期高齢者医療被保険者の限度額適用認定証などの交付手続きなどについては、下表を参照いただくか、住民課にお問い合わせください。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
・70歳未満の人 ・70歳以上の非課税世帯等の 人	加入する健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「認定証」を窓口へ提示してください
70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない人	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口へ提示してください
75歳以上で、非課税世帯等ではない人	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口へ提示してください

●「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。
（高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます）

問 住民課 ☎ 820・5604

！おしえてー！

地域包括支援センターにおまかせください（7）

地域包括支援センターでは、介護や認知症に関することなどの「地域包括出前講座」を行っています。

- 「地域包括出前講座」参加者の意見
- ・認知症についての説明が分かりやすかった。
 - ・認知症について、もっとよく学んでいきたい。
 - ・認知症予防のため、生活の中で気を付けていくことが分かった。
 - ・こういう機会を持ち、地域包括支援センターのことがよく分かった。など

5人程度の集まりがあれば、出前講座を行いますので、気軽に活用し、一緒に学んでいきましょう。詳しくは、地域包括支援センター（☎820-5615）にお問い合わせください。



（福祉課）

子育て支援センターエンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定（いずれも11:30に終了）

実施日	開始時間	行事（講師・敬称略）
16日（金）	9：30	とことこエンゼル（1歳6ヵ月～2歳5ヵ月）
23日（金）	9：30	わくわくキッズ（2歳6ヵ月以上）
4月4日（水）	10：30	子育てなるほど講座（テーマ「子どもの衣服」）
4月6日（金）	9：30	ふわふわベビー（11ヵ月までの乳児、妊婦）

●バステルルーム
地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場 所
15日（木）	9：30	中央ふれあい館
28日（水）		東部地域健康センター
4月10日（火）		

- おひさまルーム（上記以外の日程の9:30～11:30）
- ほっとるーむ（月～金曜日13:00～15:30）
- 「うたとおはなしの広場」（第1・3金曜日14:30～15:00）

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●「ベビーマッサージ」2回連続講座 参加親子募集
時 4月17日（火）、24日（火）13:30～14:30
対 2回連続参加可能な3～6ヵ月の乳児とその保護者（平成24年4月現在）10組
料 ￥無料
申 4月13日（金）までに子育て支援センターへ

●「パパとおひさま」（第2土曜日9:30～11:30）
お父さんとおひさまの楽しい時間を過ごしましょう。町内在住の親子、里帰りの親子など遊びに来てください。もちろんご家族もOKです。室内でも公園でも遊べます。

※いずれの事業も変更する場合があります。子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター（西部地域健康センター内） ☎ 820-5502 ☎ 820-5503
開設日時（※年末年始、祝日除）：月～金曜日9:30～17:00
〈子育て相談（要予約）月～金曜日 13:00～17:00〉